

千葉県内における特定労務管理対象機関の指定を取り消した医療機関

二次保健 医療圏	医療機関名	所在地	特定労務管理対象機関の種別		取消日	取消事由
			指定の種類	指定事由・研修内容		
東葛南部	医療法人社団誠馨会 セコメディック病院	船橋市	特定地域医療提供機関	救急医療	令和7年3月27日	医療法第117条第1項第1号の規定に該当するため。
			技能向上集中研修機関	臨床研修		医療法第119条第2項の規定により読み替えて準用される同法第119条第1項第1号に規定する業務がなくなったと認められるときに該当するため。